

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 交付要綱及び同実施要領

平成27年○月

環 境 省

地 球 環 境 局
水 大 気 環 境 局
自 然 環 境 局

目 次

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱 (平成27年月日付け環地温発第号)	1
(参考資料) 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について (平成20年5月15日付け環境会発第080515002号環境省大臣官房会計課長通知)	• • • • •
(参考資料) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の額の確定における実績報告の人物費の算出方法について (平成24年2月24日付け事務連絡)	• • • • •
地域活動支援・連携促進事業実施要領 (平成 年 月 日付け環地温発第号環境省地球環境局長通知)	• • • • •
C02 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業実施要領 (平成 年 月 日付け環地温発第 号環境省地球環境局長通知)	• • • • •
二国間クレジット制度案件組成事業実施要領 (平成 年 月 日付け環地温発第 号環境省地球環境局長通知)	• • • • •
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業のうち事業化計画策定支援事業) (平成 年 月 日付け環地温発第 号環境省地球環境局長通知)	• • • • •
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業のうち温泉熱多段階利用推進調査事業) (平成 年 月 日付け環地温発第 号環境省自然環境局長通知)	• • • • •
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業) (平成 年 月 日付け環地温第 号環境省地球環境局長通知)	• • • • •
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用	

事業のうち温泉施設における温暖化対策事業) (平成 年 月 日付け
第 号環境省自然環境局長通知) ······

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用事業のうち地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器設置事業) (平成 年 月 日付け 第 号環境省水・大気環境局長通知)
···

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業実施要領 (地熱・地中熱等利用事業のうち地域面的地中熱利用推進事業) (平成 年 月 日付け 第 号環境省水・大気環境局長通知)
···

二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業実施要領 (平成 年 月 日
付け環地温第 号環境省地球環境局長通知)
···

環地温発第 号
平成 年 月 日

各都道府県知事 あて
各政令指定都市市長 あて

環境事務次官

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱の改正について（通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱については、次のとおり改正し、平成27年度予算から適用する。

ただし、平成26年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従来の例によるものとする。

なお、各都道府県知事におかれでは、貴管下市町村等に対して貴職から周知されたい。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱

環地温発第 号
平成 年 月 日

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（再生可能エネルギーの開発又は利用及び省エネルギー又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換を行うものに限る。）のための事業であって、経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、第4条に規定する事業実施者に対し、事業に要する経費の一部を国が補助することにより、低炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものをいう。
- 二 「省エネルギー」とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化をいう。
- 三 「技術開発」とは、地球温暖化対策の分野において実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発することをいい、これに付随する技術の開発及び調査研究、これらの技術の成果の普及及び関連情報の収集のための事業を含む。
- 四 「二国間クレジット制度」とは、途上国における優れた低炭素技術等の普及を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に活用する制度をいう。

(交付の対象等)

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1第2欄において大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 地域活動支援・連携促進事業

温室効果ガス削減及び節電等のため、地域の各主体（学校、企業、自治体等）が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）とともに共同の事業体（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、地域センターの活動区域内において行う地球温暖化防止活動であって、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業

二 CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO₂削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を行う事業

三 二国間クレジット制度案件組成事業

二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の登録を目指し、JCMの下で途上国において優れた低炭素技術等の導入によるエネルギー起源CO₂の排出削減を実施するプロジェクトを組成する事業

四 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

ア 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業

(ア) 事業化計画策定支援事業

地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業

(イ) 温泉熱多段階利用推進調査事業

既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

イ 地熱・地中熱等利用事業

(ア) 温泉発電設備補助事業

温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業

(イ) 温泉施設における温暖化対策事業

(i) 温泉水を熱源とするヒートポンプ設備を整備する事業

(ii) 温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするボイラー等の設備を整備する事業

(iii) 温泉に付随する可燃性天然ガスを熱源とするコーチェネーション設備を整備する事業

(ウ) 地中熱利用ヒートポンプシステムにおけるモニタリング機器設置事業

モニタリング機器を備えた先進的な地中熱利用ヒートポンプシステムを設置する事業

(エ) 地域面的地中熱利用推進事業

(i) 地中熱を熱源とする一定規模の空調設備等を整備する事業

(ii) 地中熱と他のエネルギー源（太陽熱等）を組み合わせた、よりエネルギー効率の高いハイブリッド型の地中熱利用設備を整備する事業

五 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離・回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの適切な回収プロセスを検討するとともに採算性を分析する事業

- 2 前項各号の事業に係る補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、それぞれ次に掲げる者とする。

一 前項第1号から第3号までの事業

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣が適当と認める者

二 前項第4号の事業（アの（イ）及びイの（ウ）の事業を除く。）及び第5号の事業

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合。以下「組合」という。）

オ 法律により直接設立された法人

カ その他環境大臣が適当と認める者

三 前項第4号アの（イ）の事業

ア 都道府県

四 前項第4号イの（ウ）の事業

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

オ 法律により直接設立された法人

カ 個人

キ その他環境大臣が適当と認める者

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の事業にあっては、コンソーシアムの構成員が共同で申請するものとし、そのうち、コンソーシアムに参画する地域センターであって、当該コンソーシアムにおいて事業運営管理及び経理を担当する幹事団体として指定された地域センターを交付の対象者とする。また、この場合において、当該地域センターを幹事団体、それ以外のコンソーシアムの構成員を共同事業者という。

- 4 第1項第2号から第5号までの事業にあっては、2者以上の事業者が共同で事業を

実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、各号の事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 5 第1項第2号の事業を共同で実施する場合、個人で技術開発を実施する者は共同事業者とすることができます。
- 6 第1項第4号アの（イ）の事業において、都道府県は、当該都道府県に所在する第2項第2号（都道府県を除く。）の者（以下「間接補助事業者」という。）が実施する第1項第4号アの（イ）の事業（以下「間接補助事業」という。）に対して、補助金を財源とする給付金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業を実施することができる。
- 7 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業、第1項第2号の事業にあっては既に行われた技術開発の事業については、交付の対象としない。
- 8 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次の各項に掲げる方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 前条第1項第1号の事業
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条第1項第2号の事業
 - 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
 - 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 前条第1項第3号の事業

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、選定された額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

5 前条第1項第4号アの(ア)の事業

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 申請者が前条第2項第2号のエの場合

10分の10（ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）

イ 申請者がア以外の場合

3分の2

6 前条第1項第4号アの(イ)の事業

次の各号により算出された額の合計額とする。ただし、当該合計額が2,000万円を超える場合は、2,000万円とする。

一 都道府県が直接事業を実施する場合

ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

ウ イで選定された額と、アにより算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

二 前条第6項により都道府県が間接補助金を交付する場合

ア 間接補助事業者が行う事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ 間接補助事業者が行う事業ごとに別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。

ウ イで選定された額と、アにより算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

エ ウにより間接補助事業者ごとに算出された額の合計額を都道府県からの交付額とする。

7 前条第1項4号イの事業（（イ）の（i）及び（ウ）の事業を除く。）

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 申請者が前条第2項第2号エのうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村（当該市町村により設立された組合を含む。）の場合

3分の2

イ 申請者がア以外の場合

2分の1

8 前条第1項第4号イの（イ）の（i）の事業

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 申請者が前条第2項第2号エのうち指定都市以外の市町村（当該市町村により設立された組合を含む。）の場合

3分の2

イ 申請者が前条第2項第2号エのうち都道府県、指定都市又は特別区（アの括弧書の組合に該当しない組合を含む。）の場合

2分の1

ウ 申請者がア及びイ以外の場合

3分の1

9 前条第1項第4号イの（ウ）の事業

一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。

三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、交付額の上限は次のとおりとする。

ア 周辺観測用井戸を設置する事業の場合

400万円

イ ア以外の事業の場合

300万円

10 前条第1項第5号の事業

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については別表第2を参照すること。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

11 前条第6項の事業

- 一 間接補助事業者が行う事業ごとに総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 間接補助事業者が行う事業ごとに別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、間接補助事業者ごとに選定された額の合計額と第6項で選定された額とを合計して得られた額が2,000万円を越える場合は、2,000万円とする。

- 四 前号により間接補助事業者ごとに算出された額の合計額を都道府県からの交付額とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、次に掲げる手続により大臣等に対し行うものとする。

一 第4条第1項第1号に掲げる事業

申請者は、様式第1による交付申請書を地方環境事務所長に提出しなければならない。

二 前号以外の事業

申請者は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 前項の変更申請を行う場合において、第5条第1項の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第8条 大臣等は、第6条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定内容を変更すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第6条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

3 大臣等は、第5条第1項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。
 - ア 補助事業に要する経費の配分（第4条第1項第1号、第3号及び第4号ア（ア）の事業については、別表第1の第2欄に定める人件費及び業務費の配分を、他の事業については、別表第2の第1欄に定める経費ごとの配分をいう。）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。
 - イ 補助事業内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に關係が無い事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止（廃止）承認申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。
- 六 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣等の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者

の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣等に報告しなければならない。

八 補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第8による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、大臣等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、大臣等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

九 大臣等は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるとときは、補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告しなければならぬ。大臣等は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第4項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。

十一 大臣等は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に環境省補助事業により取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの從物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定

める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで大臣等の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。財産処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。なお、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金の納付期限については、大臣等による納付指示のなされた日から20日以内とし、その期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。

十五 補助事業者は、補助事業者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣等に届け出なければならない。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第8条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣等に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第11条 大臣等は、第9条第6号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣等は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第1項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣等は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第3号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で大臣等が別に定める日以内とできる。
 - 4 大臣等は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣等は、第9条第4号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者又は間接補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣等若しくは補助事業者の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合又は間接補助事業者

が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 大臣等は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。

3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項（ただし書を除く。）及び第4項の規定を準用する。

（間接補助金に係る交付規程への準用）

第16条 第4条第6項に規定する事業において、補助事業者は間接補助事業者が実施する間接補助事業に間接補助金を交付するときは、第9条に準ずる条件を付さなければならない。なお、この場合において、「大臣等」は「都道府県知事」と、「国庫」は「都道府県」とそれぞれ読み替えることとする。

2 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するに当たり、本要綱に準じた手続を定めた交付規程を作成し、環境大臣の承認を得なければならない。

3 補助事業者は、第9条第10号、第9条第11号、第9条第13号、第13条第2項及び第15条第2項の規定に準じて、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、その指示に従わなければならない。

（間接補助金の交付）

第17条 第4条第6項に規定する事業において、補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

ただし、平成26年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表第1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
地域活動支援・連携促進事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料並びにその他必要な経費で地方環境事務所長が承認した経費）	地方環境事務所長が必要と認めた額
C02 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、開発費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費	大臣が必要と認めた額
二国間クレジット制度案件組成事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	
地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業	<p>(1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業（事業化計画策定支援事業）</p> <p>事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）</p> <p>(2) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業（温泉熱多段階利用推進調査事業）</p> <p>(i) 都道府県が直接実施する事業</p> <p>事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び設備費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費</p> <p>(ii) 都道府県が間接補助金を交付する事業</p> <p>間接補助事業の補助対象経費は(i)と同じ</p> <p>(3) 地熱・地中熱等利用事業</p> <p>事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費</p>	

二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、開発費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
----------------------	--

別表第2 第4条第1項第2号から第5号まで（第3号及び第4号ア（ア）を除く。）の各事業に係る補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））

	(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	開発費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

号	区分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
				この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。